

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 定期種畜検査の実施
- 豚等の移入の禁止の解除
- 牛等の移入の禁止の解除
- 土地改良事業の認可
- 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除予定（七件）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 建築基準法による道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十四号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十七年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和五十七年五月十一日午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
昭和五十七年五月十二日午前九時三十分から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
昭和五十七年五月十二日午前十時三十分から	東伯郡北条町下神 鳥取県経済農業協同組合連合会 北条種豚場	"
昭和五十七年五月十二日午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	"
昭和五十七年五月十二日午後三時から	東伯郡赤碕町松谷 鳥取県種畜場	"
昭和五十七年五月十三日午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
昭和五十七年五月十三日午後一時から	西伯郡西伯町北方 鳥取県中小家畜試験場	"
昭和五十七年五月十四日午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	"

鳥取県告示第三百六十五号

昭和五十七年一月鳥取県告示第八十一号（豚等の移入の禁止については、廃止する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十六号

昭和五十七年三月鳥取県告示第二百十七号（牛等の移入の禁止については、廃止する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十七号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（河原地農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十八号

日野郡日野町三土四九番地三土入会林野整備組合長長谷川勝己から申請のあつた三土入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の八九
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
学校用地とするため

鳥取県告示第三百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町佐木谷字澤田ヶ塚ヨリ本庄山一〇一〇の二、一〇一〇の

三、字櫻床山一〇三〇の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第三百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字ウレ石谷日南二七三六の四三（次の図に示す  
部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字柚小屋ヨリ門口迄九三四の八二から九三四の  
八四まで、九三四の一三〇（以上四筆について、次の図に示す部分に  
限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字皆込谷一一五八の一、字ジャ谷ヨリウへ山マ  
デ一〇三六の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三四四の三二、字大道一三六三の  
四七、一三六三の四八、一三六三の五二、一三六三の八四(以上五筆  
について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡那家町大字福地字カナイ谷平六〇七の二一から六〇七の二四まで、六〇七の二八、六〇七の三一、六〇七の三二（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び那家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第五・四・一号 美保公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

鳥取県告示第三百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和五十七年三月三十日指定したので、次のとおり告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類及び路線名並びに区域	幅員（メートル）	延長（メートル）
米子市道 米子市下富益東七号線 米子市富益町一三二番一〇地先から同町一二八番一地先までの区域	五・四〇六・〇	三七二・六